



## FTA 活用による関税削減可能額は 年間約 1.1 兆円

締結した FTA の活用を促進すれば日本企業の国際競争力は大きく改善する

2019.8.19

日本はこれまでに合計 17 の FTA<sup>1</sup>を締結してきた<sup>2</sup>。FTA 締結相手国の数では 47 か国に及ぶ。これら FTA を全て活用した場合の関税削減可能額をデロイトは 2019 年の年額で約 1.1 兆円と試算する。また、FTA の関税削減割合が経年で拡大することにより、2025 年には関税削減可能額は約 1.9 兆円まで拡大する見込みだ。

2018 年末に TPP11 (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)が発効。続く 2019 年 2 月には日 EU・EPA (経済連携協定)が発効。「メガ FTA」と呼ばれる大型の FTA が相次いで発効した。

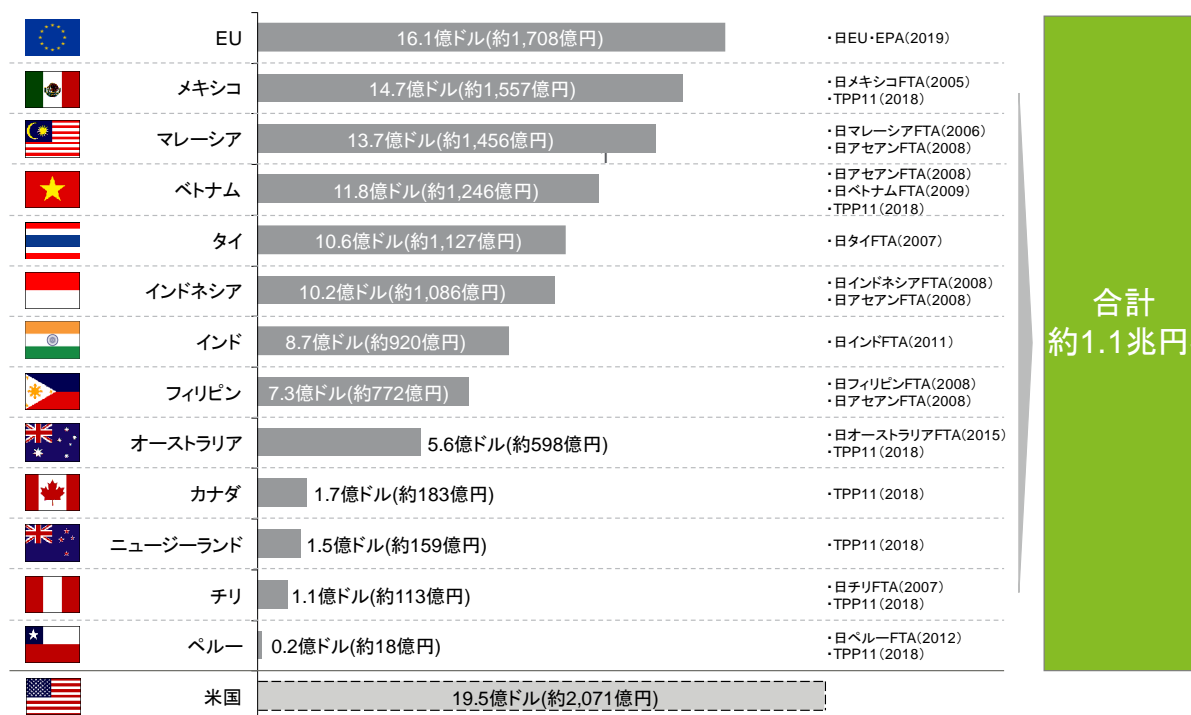
<sup>1</sup> FTA は Free Trade Agreement (自由貿易協定)の略称。本レポートでは、FTA と EPA (Economic Partnership Agreement: 経済連携協定)の総称を「FTA」と表記する

<sup>2</sup> 日シンガポール FTA (2002 年)、日メキシコ FTA (2005 年)、日マレーシア FTA (2006 年)、日チリ FTA (2007 年)、日タイ FTA (2007 年)、日ブルネイ FTA (2008 年)、日インドネシア FTA (2008 年)、日アセアン FTA (2008 年)、日フィリピン FTA (2008 年)、日スイス FTA (2009 年)、日ベトナム FTA (2009 年)、日インド FTA (2011 年)、日ペルー FTA (2012 年)、日オーストラリア FTA (2015 年)、日モンゴル FTA (2016 年)、TPP11 (2018 年)、日 EU・EPA (2019 年)

TPP11 及び日 EU・EPA によるヨーロッパ産のワインやチーズの値下げや、カナダ、ニュージーランド産の牛肉の輸入増加などが日々のニュースでも取り上げられている。「関税の 3%は法人税の 30%に相当する<sup>3)</sup>」と言われるように、FTA による関税削減のインパクトは大きい。

この一方、JETRO(日本貿易振興機構)が 2018 年に実施した「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査(日本本社に対する調査)」によると、FTA を活用している企業は、調査対象 1,472 社のうちの約 48.2%にとどまる。日本企業は FTA を十分に活用しているとは言い難く、試算した関税削減可能額と関税削減実績額との間には大きな開きが生じている。つまり、日本企業は最大で年間約 1.1 兆円の関税削減の機会を活かしきれていないともいえる。

日本からFTA締約国へ輸出する際に年間で削減可能な関税額\* 締結済みのFTA(発効年)  
(2019年時点:最大値×輸出額)



\*為替レートは1ドル106円で計算 \*\*上記グラフに含まれないスイス、シンガポール、ブルネイ、モンゴル、カンボジア、ラオス、ミャンマー分を含む(計算方法の詳細は後述)

日本からFTA締約国へ輸出する際に年間で削減可能な関税額(詳細)

輸出先の国	2019年		2025年	
	最大値×輸出額	最小値×輸出額	最大値×輸出額	最小値×輸出額
EU	1,611,264,476	1,129,950,602	3,782,542,165	3,198,452,571
メキシコ	1,468,557,469	505,134,467	2,022,025,558	707,513,149
マレーシア	1,373,426,219	402,896,959	2,180,948,274	672,514,047
ベトナム	1,175,531,769	496,692,498	2,194,377,793	1,096,155,467
タイ	1,063,324,128	760,654,132	1,342,826,266	981,823,727
インドネシア	1,024,226,610	657,528,222	2,003,332,208	1,296,295,509
インド	868,008,430	830,217,434	1,725,956,267	1,662,070,646
フィリピン	727,940,866	344,196,546	1,159,098,831	564,725,685
オーストラリア	563,840,581	505,729,291	790,169,405	704,104,040
カナダ	172,451,422	50,869,051	448,621,985	286,202,054
ニュージーランド	150,053,623	16,331,019	202,306,578	23,124,672
チリ	106,343,477	106,339,863	156,439,164	156,438,068
ペルー	16,970,240	16,598,980	26,777,222	26,192,986
ブルネイ	10,682	7,994	10,682	7,994
シンガポール	0	0	0	0
合計(USD)	10,425,169,491	5,881,378,528	18,215,786,723	11,489,376,820

<sup>3)</sup>「稼げる FTA 大全」(日経 BP 社)より引用

## 【計算方法】

- FTA の締結国ごとに品目別（輸出先国側の HS コードのフルコード）の MFN 税率<sup>4</sup>と FTA 特惠税率の差分を算出し、試算の元となる HS コード 6 桁ベースの分類内における FTA 効果の最大値と最小値を導出。それぞれに 2016 年時点の日本からの輸出額実績（HS コード 6 桁ベース）を基にした直近輸出想定額（GDP 成長率（予測・対 2016 年比）を乗算）を乗算し FTA 活用による関税削減可能額を試算  
\*貿易額の出所：UN Comtrade、GDP 成長予測の出所：The Economist Intelligence Unit (EIU)
- FTA 特惠税率に従価税以外の条件（従量税等）が含まれる品目（その構成比は日本の FTA 締結国のタリフラインベースで国別平均 4.5%と限定的）については上記の計算式を適用せず、当該品目群の関税削減効果はその他の従価税の品目群と同等として比例加算。ただし、スイスについては MFN 税率が全て従量税のため、その他の国と同等の関税削減効果があると想定し、FTA 締結国全体への輸出額とスイスへの輸出額に応じて効果を試算。同様にモンゴル、カンボジア、ラオス、ミャンマーにおいても FTA 締結国全体の輸出額と各国への輸出額に応じて効果を試算
- 米国は 2016 年時点で発表の MFN 税率にて作成。ブルネイ、マレーシアは 2017 年時点で発表の MFN 税率にて作成。その他の国は 2018 年発表の MFN 税率にて作成
- MFN 税率及び FTA 特惠税率に関して米国、メキシコは HS2012、その他の国は HS2017 を使用
- GDP の成長予測のうち EU は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、英国の値から構成

1.1 兆円にもものぼる大きな関税削減効果があるにも関わらず、なぜ FTA の活用が進まないのか。

1 つめの理由は、FTA が締結されても、輸出の際に最も関税率の低い FTA が自動的に適用される仕組みではない点だ。日本が結んだ FTA 網は複雑に絡み合っている。例えばベトナムとの間にはすでに 2 国間 FTA、対アセアン（東南アジア諸国連合）FTA、TPP11 と 3 つの協定があり、これに RCEP（東アジア地域包括的経済連携）が加わろうとしている。各 FTA の条文を読み、どれを使えば有利か、企業で取捨選択するのは容易でない。また、FTA 税率を適用するためには、FTA の運用基準を満たすことを示す「原産地証明書」の発行が必要だ。この仕組みを十分に理解しておらず、FTA を活用していない企業も多い。

2 つめの理由は、FTA 利用のための作業をする側と、直接の便益を享受する側が異なる点だ。関税とは正確には「輸入関税」を指す。例えば日本から海外へ製品を送る場合、関税が下がって利益を得るのは輸入する側の販売会社や現地顧客だ。だがその製品の「原産地証明書」を準備するのは、輸出する国内側の部門。この違いも FTA 活用が進まない一因だ。

3 つめの理由には法令違反のリスクがある。貿易自由化で関税が下がれば、新興国は国庫収入が目減りする。このため、当局は FTA の手続きの不備に厳しく目を光らせるようになってきている。TPP11 や日 EU・EPA で本格導入する原産地の「完全自己証明制度」も、意図しない法令違反につながる恐れがある。従来のように日本商工会議所に証明書の発行を依頼する「第三者証明制度」に比べて、手続きの時間短縮やコスト削減につながる半面、自己責任は重くなる。万が一ミスが生じ、当局に摘発されれば、巨額の追徴課税を科されたり、最悪の場合は通関停止命令によって納期に遅延するリスクがある。こうした事態を警戒するサプライヤーも少なくない。

企業が困難を乗り越えて FTA を使いこなす、1.1 兆円の関税削減を実現するには、FTA の使い漏れを探しつつ、利益面の効果は大きいとの認識を共有する必要がある。関税削減は日本企業が得意な原価低減に他ならない。IT を活用した通商サービスも活用し、企業に眠る「埋蔵金」を掘り当てたい。

## デロイトトーマツグループの通商 Web サービス Trade Compass®

デロイトトーマツコンサルティングが提供する通商課題解決支援サービス「Trade Compass®」はクラウドベースの統合データベースである。

多種多様な FTA・EPA に関わる情報をもとに FTA の使い漏れを発見し、関税コスト削減による早期の利益創出、最適なサプライチェーン構築、コンプライアンス強化を支援する。主な機能として FTA・EPA の情報を一括マトリックスで表示する機能、関税データの詳細を確認する機能、将来の削減ポテンシャルを分析する機能、最適な調達国を洗い出す機能、実貿易データと関税率の変化を結び付け表示する機能、そして原産性を判定する機能を有する。

Trade Compass®は英語・日本語の二か国語対応。また、クラウド上での稼働のため、ユーザーはネット規制がないすべての国々からアクセスすることが可能。

Trade Compass®の詳細([www.deloitte.com/jp/compass](http://www.deloitte.com/jp/compass))

<sup>4</sup> WTO(世界貿易機関)加盟国に課される税率

## 著者



羽生田 慶介 / Hanyuda, Keisuke

デロイトトーマツ コンサルティング 執行役員 / パートナー  
レギュラトリストラテジー リーダー

経済産業省で日 ASEAN 経済連携 (EPA) 交渉に従事した後、キヤノン、A.T. カーニーを経て現職。経営戦略・事業戦略の豊富なコンサルティング経験と規制制度に関する深い理解を背景に官民のルール形成やロビイング支援に注力している。多摩大学 ルール形成戦略研究所 副所長 / 客員教授。著書に『稼げる FTA 大全』(日経 BP 社)、『最強のシナリオプランニング』(共著: 東洋経済新報社)、『世界市場で勝つルールメイキング戦略』(共著: 朝日新聞出版)がある他、日経ビジネスオンライン『通商の課外授業(連載中)』など執筆・講演多数。



福山 章子 / Fukuyama, Ayako

デロイトトーマツ コンサルティング  
レギュラトリストラテジー チーフ通商アナリスト

経済産業省(通商政策局、産業技術環境局)を経て現職。主に WTO 交渉、WTO 紛争、アジア諸国との相互承認協定(MRA)交渉に従事。『稼げる FTA 大全』(日経 BP 社: 共著)、日経ビジネスオンライン『NAFTA 再交渉、近代化が第一の目的』、世界経済評論『欧州・中国を中心とするデータ保護主義の現状と通商ルールの展望』等、国際通商動向に関する執筆・講演多数。

## デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社

レギュラトリストラテジー

執行役員 パートナー 羽生田 慶介

〒100-8361 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-5220-8600 Fax 03-5220-8601

[www.deloitte.com/jp/dtc](http://www.deloitte.com/jp/dtc)

デロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.